

鳥取縣公報

昭和二十一年十二月十七日
第七百七十一號

火曜日

告示

◇鳥取縣告示第五百七號

道府縣制第七十九條第五項及び第三百三十三條ノ二第六項の
規定による縣會議員の選舉權を有する者の總數の五十分の
一の數及び三分の一の數は左の通りである。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

縣會議員の選舉權を	五十分の一の數	六、〇二五人
有する者の總數の	三分の一の數	一〇〇、四一五人

◇鳥取縣告示第五百八號

產婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 鳥取市吉方二八七
現住所及開業地 同

昭和二十一年十二月十日第一〇六二號

武 田 竹 乃

本籍地 八頭郡智頭町大字口波多二二〇
現住所及開業地 同

昭和二十一年十二月十日第一〇六三號

河 上 梅 子

本籍地 東伯郡中北條村大字江北二三二一
現住所及開業地 同

昭和二十一年十二月十日第一〇六四號

石 井 雪 枝

大正十三年六月二十日生

本籍地 廣島縣比婆郡八幡村大字森二〇二一
現住所及開業地 東伯郡榮村大字西高尾四三四

昭和二十一年十二月十日第一〇六五號

高 露 ゆきゑ

大正八年六月二十六日生

本籍地 西伯郡成實村大字奥谷七七一
現住所及開業地 同 境町朝日町一一

昭和二十一年十二月十日第一〇六六號

田 村 頼 子

明治三十三年五月二十日生

本籍地 鳥根縣八東郡野波村大字野井三三二
現住所及開業地 西伯郡境町東雲町一〇

昭和二十一年十二月十日第一〇六七號

金 村 菊 枝

大正七年十月十六日生

◇鳥取縣告示第五百九號

産婆名簿登錄事項中次のやうに訂正した。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 八頭郡若櫻町大字長砂二二五

前住所及開業地 同 丹比村大字中一一八

現住所及開業地 岩美郡網代村役場

昭和二十一年十月三十日住所及開業地變更により

産婆名簿訂正方願出たので十二月十日訂正

小 林 花 子

大正九年十月十三日生

◇鳥取縣告示第五百十號

昭和十六年五月厚生省令第十五號醫藥品等統制規則第七條

に依る指定生薬の仲買人指定は昭和二十一年十一月厚生省

告示第八十五號に基き次の通りこれが指定を取消した。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、八頭郡智頭町大字智頭 田 中 潔

一、同 山郷村大字西谷一〇二 尾 崎 隆 壽

一、同 福原 手 樋 右 一

一、東伯郡高城村大字横手 山 崎 喜 一

一、米子市桃町二丁目 大 櫃 万 次 郎

一、日野郡石見村大字中石見 谷 口 君 一

◇鳥取縣告示第五百十一號

昭和十七年九月鳥取縣告示第六百四十一號地方事務所參與

委員設置規程中次のやうに改正し公布の日から之を施行す

る。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第四條中「知事」とあるを「地方事務所長」に改める。

◇鳥取縣告示第五百十二號

鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所規程を次のやうに

定める。

昭和二十一年十二月十七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所規程

第一條 緊急開拓事業幹線道路建設に關する事務を掌るた

め鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所を置く。其の
名稱、位置及び管轄區域は次の通りである。

名 稱	位 置	管 轄 區 域
鳥取縣緊急開拓事業幹線道路建設事務所	西伯郡逢坂村大字下市	東伯郡赤碕町、安田村、成實村、上中山村、逢坂村、光徳村、名和村、庄内村、大山村

第二條 緊急開拓事業幹線道路建設事務所は農地部開拓第一課に屬する。

第三條 緊急開拓事業幹線道路建設事務所に所長及び所員若干名を置く。

所長には地方技官(二級官又は三級官)を充てる。
第四條 所長は上司の命を承け所務を掌理し所員を指揮監督する。

所員は所長の命を承け所務に従事する。
所長事故あるときは上席の所員が其の職務を代理する。

附 則

本令は公布の日よりこれを施行する。